

令和7年度 成田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金限度額

※実際の経費が限度額に満たない場合は、経費の額が補助金額となります。

①設置費補助

①-1 通常型（空港騒音地域以外、印旛沼流域以外の区域）

人槽区分	新規・更新	転換（単独・くみ取り）
5人槽	220,000円	332,000円
6・7人槽	276,000円	414,000円
8～10人槽	364,000円	548,000円
11～20人槽		939,000円
21～30人槽		1,472,000円
31～50人槽		2,037,000円

※建築確認申請が出ている新築（建替え）、増改築であっても既存（旧）建物に単独処理浄化槽や、くみ取り便所が設置されていた場合には「転換」とみなす場合があります。詳しくは10ページをご確認ください。

①-2 通常型（空港騒音地域）（※1）

（防音工事の騒音地域とは範囲が異なるので確認してください）

人槽区分	新規・更新	転換（単独・くみ取り）
5人槽	330,000円	498,000円
6・7人槽	414,000円	621,000円
8～10人槽	546,000円	822,000円

①-3 高度処理型（印旛沼流域の区域）

人槽区分	窒素除去型					窒素・リン除去型
	新規	転換（単独・くみ取り）		更新		
	TN10（※3）	TN20（※2）	TN10（※3）	TN20（※2）	TN10（※3）	
5人槽	674,000円	360,000円	674,000円	240,000円	416,000円	600,000円
6・7人槽	770,000円	462,000円	770,000円	308,000円	480,000円	780,000円
8～10人槽	923,000円	585,000円	923,000円	390,000円	582,000円	963,000円
11～20人槽		1,092,000円	1,292,000円	390,000円	582,000円	—
21～30人槽		1,860,000円	2,060,000円	390,000円	582,000円	—
31～50人槽		2,496,000円	2,696,000円	390,000円	582,000円	—

（※1）空港騒音地域に10人槽以下の浄化槽を設置する場合、補助対象経費の9割に相当する額と限度額どちらか低いほうが補助額となります。また、11人槽以上は空港騒音区域外と同様の補助額となります。

（※2）「TN20」とは、放流水の総窒素濃度の日間平均値が10mg/Lを超え20mg/L以下の機能を有する合併処理浄化槽をいう。

（※3）「TN10」とは、放流水の総窒素濃度の日間平均値が10mg/L以下の機能を有する合併処理浄化槽をいう。

②上乗せ補助

②-1 撤去費および宅内配管工事費補助（転換・更新の場合のみ）

	撤去費	宅内配管工事費
単独処理浄化槽転換補助金	180,000円	330,000円
くみ取り便所転換補助金	120,000円	330,000円
合併処理浄化槽更新補助金	150,000円	—

②-2 放流先の無い場合の処理装置設置費補助

5人槽	200,000円
6～7人槽	240,000円
8～50人槽	320,000円

②-3 ポンプ装置工事費補助

ポンプ装置工事補助金	60,000円
------------	---------

上乗せ補助を受けるには条件がありますので、8ページの上乗せ補助についても併せてご確認ください。